

受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）

平成 28 年 10 月
厚生労働省

1. 受動喫煙防止対策を強化する必要性

- 受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）については、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、例えば、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、虚血性心疾患等のリスクを高めるとされている。
- このため、我が国では、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民・労働者の健康の増進を図る観点から、健康増進法及び労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めることとされている（努力義務）。また、国際的に見ても、我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締結国として、国民の健康を保護するために受動喫煙防止対策を推進することが求められている。
- このような背景の下、施設の管理者や事業者が受動喫煙防止対策に取り組んできたことにより、施設や職場における受動喫煙の状況は改善傾向にあるが、依然として3割を超える非喫煙者が過去1ヶ月間に飲食店や職場で受動喫煙に遭遇し、また、行政機関や医療機関において受動喫煙に遭遇する者も一定程度存在する⁽¹⁾等、我が国における受動喫煙防止対策は十分とは言えない状況にある。
- 加えて、我が国は2020年に東京オリンピック・パラリンピック、2019年にラグビーワールドカップの開催を控えている。これらの大会は、「スポーツ」を通じて健康増進に取り組む契機となるものである。
- 世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「た

⁽¹⁾ 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成25年）

ばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、日本を除く近年の競技大会開催地及び開催予定地は、公共の施設や職場について、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っている。

(例)

- ・ ロンドン …建物内禁煙。
- ・ リオデジャネイロ …敷地内禁煙。
- ・ 平昌（韓国）…原則建物内禁煙。ただし、飲食店等では、喫煙室の設置が認められている。

○ こうしたことを踏まえ、我が国においても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、その前年に開催されるラグビーワールドカップに向けて、国民の更なる健康増進のために早急に受動喫煙防止対策の強化を図り、その実効性を高める必要がある。

2. 受動喫煙防止対策の具体策

(1) 基本的な方向性

- 国民の更なる健康の増進の観点に加え、東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。

- 受動喫煙防止のための方法としては、イギリスのように建物内を禁煙とすることが極めて有効であると考えられているため、我が国としては、イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも、受動喫煙防止対策の歴史的第一歩を踏み出し、日本のスモークフリー元年を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。

(2) 新たに導入する制度の具体的な考え方

- 新たに導入する制度については、施設の用途、主たる利用者、利用者による施設選択の可否等を勘案して、以下の①～③のとおり分類する。
 - ① 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、「建物内禁煙」とする。(官公庁や社会福祉施設等)
 - ② 上記①の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。(学校や医療機関等)
 - ③ 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、「原則建物内禁煙」とした上で、煙が外部に流出することを防ぐための措置を講じた「喫煙室」の設置を可能とする。(飲食店等のサービス業等)

- 上記の考え方を踏まえた主な施設に係る受動喫煙防止対策の内容については、次頁のとおり。

・前頁の考え方を踏まえた主な施設に係る受動喫煙防止対策の内容

官公庁	①建物内禁煙
社会福祉施設	①建物内禁煙
運動施設（スタジアム等）	①建物内禁煙
医療機関	②敷地内禁煙
小学校、中学校、高校	②敷地内禁煙
大学	①建物内禁煙
サービス業 飲食店、ホテル・旅館（ロビーほか共用部分）等のサービス業施設	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
事務所（職場）	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
ビル等の共用部分	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
バス、タクシー	①乗物内禁煙
鉄道、船舶	③原則乗物内禁煙（喫煙室設置可）

- なお、個人の住宅や、多数の者が利用する施設内であってもその用途が個人の住宅と同様と考えられる場所（ホテルの客室等）については、新たな制度の対象外とする。

(3) 受動喫煙防止対策の実効性を担保するための措置

○ 受動喫煙防止対策の実効性を担保する観点から、以下の義務、努力義務を課すこととする。

① 施設利用者については、喫煙禁止場所で喫煙をしない義務

② 施設の管理者については、

- ・ 喫煙禁止場所の範囲や喫煙室の位置等を掲示する義務
- ・ 喫煙禁止場所において喫煙器具等を設置しない義務
- ・ 喫煙室の設備・構造を受動喫煙防止対策のための技術的基準に適合させる義務

※喫煙室に係る技術的基準については引き続き検討する。

- ・ 喫煙禁止場所において喫煙者を発見した場合に喫煙を止めることを喫煙者に求める努力義務
- ・ 喫煙室への未成年の立入りを防止する努力義務

○ 義務違反者に対しては、勧告、命令等を行い、それでもなお義務に違反する場合には罰則を適用することとする。その詳細については、引き続き検討する。

3. 今後の立案作業

○ 我が国における受動喫煙防止対策をオリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準とすべく、必要な法律案を国会に提出することを目指す。その際には、関係者の意見を踏まえながら調整を進めることとし、また、施設の管理者等における十分な準備期間を確保するよう、できるだけ早期に作業を進めていく。